

新型コロナウイルス感染症の医療費負担について

新型コロナウイルス感染症に対する医療費公費負担について

2023年5月8日から5類感染症に位置づけられることに伴い、公的医療保険（国民健康保険や被用者保険など）による給付を除いた自己負担額をすべて公費負担とする取扱いは終了しました。

外来医療費について

新型コロナ治療薬の薬剤費のみ公費負担の対象になります。

（その他外来医療費は自己負担になります。）

対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、点滴薬「ベクルリー」など治療薬に限ります。（処方料、処方箋料等は対象外）

入院医療費について

入院医療費（窓口負担割合1～3割）の負担につき、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とします。高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額を減額します。また、入院時にコロナ治療薬の処方を受けた場合、治療薬に係る費用は全額が公費負担となります。

新型コロナウイルス感染症に係る検査費用について

5類感染症に位置づけられることに伴い、自己負担額を公費で負担する取扱いは終了しました。今後、当院では、入院時や内視鏡検査等の必要な際に検査を実施させていただきます。

2023年5月8日 京都久野病院